

嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練に対する意見書

去る2月16日午前10時30頃、嘉手納基地内で米空軍嘉手納基地第18航空団と第353特殊作戦群が、県や基地周辺自治体の中止要請を押し切りパラシュート降下訓練を強行した。

固定翼機MC130から兵員6人が続々と飛び降り、海軍駐機場に近い北側滑走路付近に着地した。

米軍の説明では、伊江島補助飛行場周辺の天候不良のため、嘉手納基地内でパラシュート降下訓練を実施するとのことであるが、伊江島周辺の天候は良好で、天候不良を理由に挙げた説明とは矛盾するものであり、まやかしであると言わざるを得ない。一步間違えれば基地外に降下し、周辺住民に被害を及ぼすことも起こりえた。

1996年のSACO（日米特別行動委員会）最終報告で、パラシュート降下訓練は、伊江島補助飛行場を使用すると合意されているにも関わらず、「例外的」を理由に嘉手納基地内でパラシュート降下訓練を強行した。日米両政府は、「例外的」や「運用上の理由」など気紛れな基地運用を繰り返し、到底容認できるものではない。

さらに、基地周辺住民は日常的に航空機騒音の被害に悩まされている。最近ではF-22A戦闘機及びF-16戦闘機の一部配備や事前通告のないFA-18戦闘攻撃機11機の飛来が確認され、一時は、30機余の外来機が集結するなど異常事態が発生し、負担軽減とは逆行するものである。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から、関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地内でのパラシュート降下訓練を、今後一切行わないこと。
- 2 基地の機能強化を止め、負担軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年2月21日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長